

# 対馬歴史民俗資料館報

第 25 号  
平成14年 3 月 1 日

編集・発行  
長崎県立対馬歴史民俗資料館  
対馬厳原町今屋敷  
郵便番号 817-0021  
電話 (09205) 2-3687  
印刷所  
長崎市栄町 6-23  
(株) 昭和堂  
電話 (095) 821-1234



宗家の儀器 (銚子)

当館入口の壁にP八五号の油彩の絵が懸けられている。「あさじのうみ(浅茅の海)」と題するこの絵は、宗武志(そうたけゆき・一九〇八―一九八五)氏が、一九七七年に描かれたものである。氏は、六〇〇年に及び対馬治世にあたった宗氏の、初代資国(すけくに)から数えて第三十五代にあたる。柔和なお顔に秘められた深い知性や芸術性は、今も忘じがたい。蒼穹の気を漂わせる詩人でもあった。

絵は、前景に海を広げている。波がゆるやかにうねる碧い海は、コバルトの光彩も放っている。後方左手には、天智天皇六年(六六七)築城の朝鮮式山城金田城(かねだじょう・国特別史跡)が屹立し、右手には、霊山白岳の秀嶺が白雲たゆとう天空を突いている。そして中央には、赤茶化した岩の岬が画然と手前に延びている。芋崎という。朝鮮海峡からの激しい風浪が、まるで山地の芯だけを削ぎ出したような形状をしている。岸辺には、岬を愛しむような優しさで白波が寄せている。

慈母のような無辺の広がりを感じさせるこの風景は、また同時に、雄渾さも感じさせてくれる。入館した見学者は、ギャラリーの正面に位置するこの絵に相對しては、心をうばわれる。島を代表する自然の雄大さと神秘性

## 浅茅 沼々 弘 征 藤 齋 課長

が、見る人を魅了してやまない。海は、歴史の海でもある。

文久元年(一八六一)。当館架蔵の宗家文庫史料「毎日記」(御郡方)は記録している。

二月三日。晴天。与良郷(よらこう)尾崎浦(おさきうら)へ、今申の中刻異船壹艘繫船せしめ候段注進を遂げ候に付、直ちに御案内申し上げ一統出勤(読み下し)

突如現れた異国船は、魯西亜船ボサドニツク号であった。以来、対馬藩も長崎奉行所も、そして幕府の外国奉行をしても解決できない悪夢の月日が、半年間も流れることになる。

同史料は、八月二十七日になってやっと、一昨二十五日卯の中刻頃、同所出帆南へ向け乗り去り、新来の魯船へは、箱(函)館より乗組みの御役々乗組みのまま、引き続き箕形浦(みかたうら)出帆、北に向け乗り去り先ずは御安心の事に候(同)

と記している。

雄大な件の風景画は、幕末の対馬史に名高い、「露艦の芋崎占拠事件」の舞台を描いたものである。

風光明媚な景勝の浅茅の海は、豊饒の海でもあり、幾多の歴史が展開された海を往復した通交者たち、中世の頃、この海からはるか東南アジアの海までも帆を孕ませた倭の水人たち。応永の外寇(応永二六・一四一九)の関の声もこの浦々に響いた。以後も、海は青史に列する場面の舞台となる。

『あさじのうみ(浅茅の海)』は、日々、時を超えて語りかけ、皆さんを対馬歴史民俗資料館に誘(いざな)っています。

# 対馬藩の

## 元禄国絵図について

中島新吾

はじめに

当資料館に入ると、対馬の大きな地図が目飛び込んでくる。これは今から三〇〇年程前の元禄年代に五代將軍徳川綱吉が全国規模で国絵図の改訂を行うが、その時対馬藩が約二年の歳月をかけて作製した対馬の国絵図である。

国史大辞典によると、国絵図とは「江戸幕府が諸大名に命じて作製させた国ごとの地図で、正保元年（一六四四）、元禄九年（一六九六）、天保六年（一八三五）の三度、その命を下し、それぞれ正保国絵図、元禄国絵図、天保国絵図と称する。慶長十年（一六〇五）にも国絵図を作ったと伝えるが、これについては明確な

記録や伝本も乏しく詳細は不明である。また三度も附録として各郡村の石高を列記した国ごとの郷帳を同時に編集した」とある。

よってこの時の国絵図は、俗に『元禄国絵図』と呼ばれるものである。この地図の隣には宇宙から見た対馬の写真が掛けてあるが、それと比べてほとんど遜色がないことに驚かされる。そしてさらに驚くのは、あの伊能忠敬が対馬の測量に訪れる一〇〇年以上も前に、このような精巧な地図がこの対馬で作製されていたということである。一体この地図がどのようにして作製されたのか。このことに関心を抱いている人は私だけではないだろう。そこで本稿では、宗家文庫史料の中に残されている『元禄国絵図』に関する記録類（以下「記録」）をもとに、国絵図作製に



元禄年代に作製された対馬国絵図  
縦374.6cm×横175.0cm(宗家文庫)



御国絵図記録  
2冊の内の1番(宗家文庫)

向けての準備から完成した国絵図を幕府に提出するまでの過程を追ってみることにする。

### 一、国絵図作製に向けて

元禄十年（一六九七）閏二月、幕府から各藩の江戸留守居役に国絵図作製の命が下る。内容は次のようなものであった。

・略・仙石伯耆様被仰渡候者對馬一国之絵図郷村帳相揃被差出候以後新田又ハ畠ハ田ニ成山ハ川ニ成候所儀有之候ハ、委細ニ書付被差出候得已前被差出候・国絵図為見合借用被申度候者借シ可申候・略・（傍点筆者、以下同）

国絵図と郷村帳の提出を命じると共に、今回多少変更点があるだろうから、確認の意味も含めて前回提出

された国絵図、いわゆる正保国絵図を借用したいとのことであった。命を受けた対馬藩では、杉村采女以下三六名の絵図役人を任命して、それを上縣・下縣の二組に編成し、国絵図の作製にあたらせることになった。責任者は次の通りである。

絵図惣支配 杉村采女  
御取次役 瀧六郎右衛門

《上縣一組》  
馬廻り 小田平左衛門  
以下十七名

《下縣一組》  
馬廻り 箕原多七  
以下十七名

元禄十年七月廿五日、絵図役人の面々が城に集まり、絵図作製のための打ち合わせを行う。本格的な絵図作製のスタートである。これから三日間城において、絵図作製の手順についての話し合いがもたれ、次のようなことが決定される。

七月廿七日  
一 絵図仕立之儀先外廻り海邊を段々九十六方之方角図を以前後方真針を以方角を見定町間相極国之成りを仕立候ハ、国中之儀者山川道筋等迄仕立能可有之与

何茂相談相極也  
 右之通相極候付明日兩組共為試  
 府内浦屋良崎虎崎方久田浦迄海  
 邊を方角図を以て繪圖仕立差出候  
 様ニ多七平左衛門へ申渡也

繪圖作製にあたっては、まず海岸  
 線を九十六方の方角図を用いて測量  
 し、その後、同じようにして内陸の  
 測量にあたることになった。その前  
 に試みとして、府内浦（現厳原港）、  
 府内及び府内近辺（上は南室、下は  
 久田迄）の測量が行われ、その結果  
 を受けて、八月八日実際の測量の手  
 順が示される。

八月八日

一 為試府内浦海邊并南室久田迄  
 之道筋等相極させ致吟味候処此  
 仕立ニ而宜有之由何茂相談相極  
 候峯郷賀佐村仁位郷田村之間ニ  
 鼻線崎与申所上縣下縣之境目ニ  
 而御座候此所へ兩組共差下双方  
 立合方角町間等相極させ夫方上  
 郡下郡ニ引分先外廻り海邊を念  
 入段々仕立候様ニ被仰付可然奉  
 存候其外繪圖仕立様之趣等委細  
 申上候処一段可然被思召上候弥  
 右之所へ兩組共差下海邊方仕立  
 候様ニ与之仰出候付兩組之面々  
 明日一日手前相仕廻明後日罷下  
 候様ニ候ハ、申渡也

實際の測量は、峯郷の賀佐村と仁  
 位郷の田村の間にある鼻線崎（現赤  
 崎）が上縣下縣の境目であるから、  
 まず兩組がここに立ち会って、方角  
 道矩等を極め、これから上下兩方に  
 分かれて測量を続けていくことが確  
 認される。

そして八月十三日、繪圖役人を乗  
 せた船が府内を出船。その日の夜、  
 平左衛門組（上縣）は賀佐村、多七  
 組（下縣）は田村と、それぞれの目  
 的地に着く。尚この時の船には、言  
 うまでもなく国繪圖作製に必要な道  
 具等がたくさん積まれていた。どん  
 なのものが積まれていたか参考まで  
 いくつか挙げておく。

- ・ 古繪圖（正保繪圖）の写し
- ・ 針臺
- （九十六方の方角図を付けて使  
 用）
- ・ 真針
- ・ 大小の一町縄
- （一間宛の所に印として皮を結  
 付けてある）
- ・ 定木類
- （長さ六尺五寸のものと三尺の  
 もの）
- ・ 墨筆
- ・ 美濃紙（良質の紙）
- ・ 十露盤
- ・ 桃燈

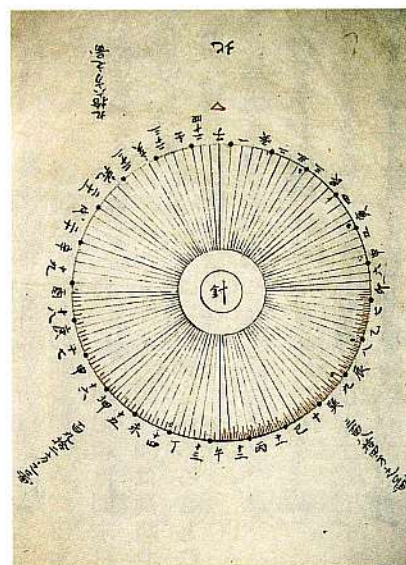
・ 蠟燭  
 ・ 燈油 等

二、国繪圖作製

八月十四日、いよいよ  
 本格的な測量が開始され  
 る。では実際のどのような  
 方法で測量がなされたの  
 かということであるが、  
 「記録」には次のようにある。

八月十四日

一 兩組申合上縣下縣之境目鼻線  
 崎江罷越双方立会境目之所方上  
 与下引分段々海邊ヲ方角町間等  
 相極也



九十六方の方角図（御国繪圖記録）

- 馬廻者人
- 繪師者人
- 右御船一艘ニ乗出所々方角見合  
 針座見届下繪圖仕ル
- 奉役者人
- 村下知者人
- 村人者人
- 右三人馬廻乗船ニ乗セ出浦津  
 所々各吟味仕ル郡境村境ニ而者  
 双方役人立会相極候也
- 大小姓者人
- 針座役一組
- 御步行者人
- 町人者人
- 右乗船者艘
- 大小姓者人
- 右御船一艘
- 間繩役一組夫之者式人
- 御步行者人
- 右乗船一艘
- 御国中外廻り見分之次第
- 一 兩組共二三根仁位之境目鼻線  
 崎江立会磯邊所柄見合致吟味針  
 座ニ相定九十六方之針臺を置其  
 上ニ真針ヲ据置又向之見通シ能  
 所を針座ニ相極是ニ茂九十六方  
 之針臺を置真針を据兩組共ニ双  
 方方角町間を得与見極候而其  
 見留之針座方段々見継候事
- 一 初手之針座究候而次之針座者  
 其座ニ廻り印を揚見せ候時本之  
 針座方見届成筋星九十六方之  
 内に相当り候節ハ印ニ而相図仕

候故次之針座其所二相定双方

見合候若九十六方之間二不当難

名付所二候得者印二而左右二寄

七候相図を仕其印二応ジ次之座

を替候而印を立見七候座定而双

方之見合相違無之段間届帳面二

記候而本之針座を去り末之針座

二廻り候而若又双方之見渡一方

方之当り相違有之時ハ何方之針

違二候加ハ、互ニ針ヲ改立替夫

二而も不相知時者本末之針座互

二入替り針之吟味仕り其上二而

当之方角相極候事

一 町間繩張り候面々右之針座見

届一組宛前後之針座二付添其座

方出張シ向之針座二引付或者海

之有所二相極候事

まず海岸線は針座を定め、九十六

方之針座を置き、その上に真針を据

え置く。また別の所にも同じように

設置し、双方から方角を極める。こ

れを次へ次へと継いでいくという方

法である。距離は針座と針座の間に

繩を張つて測り、また出崎と出崎の

距離は船をつかい海上を引き渡して

測つた。(長い距離の所は、船を数艘出

して引き渡す。)さらにより緻密な絵

図を作るため離れ島や瀬等の測量も

行われた。

また絵師達は宿に残っていて、測

量結果を受け、それを元に下絵図を

仕立てていく。尚縮尺は壹町(約一

〇・七寸)として作製される。(本絵

図は一里を六寸(約一八・一八寸)と

して作製される)

双方鼻線崎近辺の測量を終えると

それぞれ上縣下縣に分かれて、測量

が進められる。概略は次の通りであ

る。

一 両組海邊見分之儀多七組ハ唐

洲村領あやふの濱東之方迄方角

町間等相極参り此所二印二杭を

立置直与良郷尾崎村江罷越尾崎

与佐須郷今里村之境目くびりの

かど二印二杭立置夫方西目ヲ

段々見分仕束目二廻ル平左衛門

組ハ伊奈佐護へ掛ケ段々束目ニ

廻り両郡之境目三根郷榑村仁位

方直二唐洲村之内あやふの濱江

罷越多七組方印二杭立置候処方

浅海上之磯邊を段々見分仕大船

越堀切上之地堰際迄相極ル

多七組(下縣)は唐洲村あやふの

濱東の方まで測量し、そこに印とし

て杭を立てる。その後浅茅湾を挟ん

で対岸の尾崎村へ渡り、そこから西

海岸を南に下り東海岸に廻る。平左

衛門組(上縣)は西海岸を北に上り、

東海岸に廻る。そして両郡の境目三

根郷榑村と仁位郷曾村の間大じし

(大肉川)迄測量し、そこに印とし

て杭を立てると、すぐに唐洲村のあ

やふの濱に行き、多七組が立てた杭

より浅茅湾の磯邊を東に向かい、大

船越の堀切まで測量する。

以上のようにして、まず上縣下縣

それぞれ海岸線の下絵図を作製

し、十二月二三日御城において突き

合わせが行われた。

一 年が明け元禄十一年(一六九八)

今度は内陸部の測量のため、平左衛

門組は二月二日、多七組は十日に

府中を出発する。尚今回は両組共二

組宛に分けて測量を進めることにな

る。

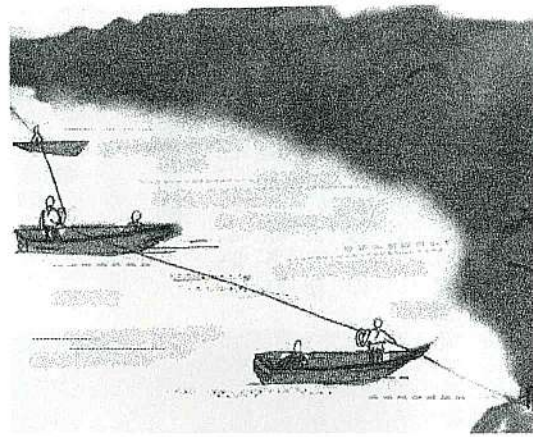
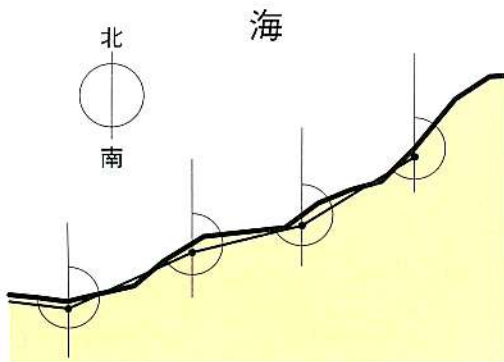
道筋并山見分之事

一 多七組府内札之辻方角町間

相極ル先札之辻恰合能所ヲ針座

置繪図之上二而白経引湊候所瀬

候故次之針座其所二相定双方



一 多七組府内札之辻方角町間  
相極ル先札之辻恰合能所ヲ針座  
置繪図之上二而白経引湊候所瀬  
候故次之針座其所二相定双方  
見合候若九十六方之間二不当難  
名付所二候得者印二而左右二寄  
七候相図を仕其印二応ジ次之座  
を替候而印を立見七候座定而双  
方之見合相違無之段間届帳面二  
記候而本之針座を去り末之針座  
二廻り候而若又双方之見渡一方  
方之当り相違有之時ハ何方之針  
違二候加ハ、互ニ針ヲ改立替夫  
二而も不相知時者本末之針座互  
二入替り針之吟味仕り其上二而  
当之方角相極候事  
一 町間繩張り候面々右之針座見  
届一組宛前後之針座二付添其座  
方出張シ向之針座二引付或者海  
上引渡候時潮之上引難真直二引  
詰候而繩取寄間数吟味仕り兩組共  
聞合同前二帳面二記之或者海上  
長町之時ハ其間二船式艘も三艘  
も間能々浮候間通能中取為致相  
極候事  
一 離嶋廻り式百間も及候与見  
へ嶋者嶋之針座所柄見合相定置  
磯邊本之針座方方角間数ヲ相極  
夫方嶋之廻り段々方角間数等見  
届候事  
一 沖地共二海込之瀬或瀬崎或遠  
方二有之埋瀬等難知所者所之者  
二相尋吟味仕其瀬之上船を掛浮  
置印を揚磯邊二三ヶ所方角究  
置繪図之上二而白経引湊候所瀬



【佐護郷】

久須村 佐須奈村 井口村  
(新)友谷村 (新)惠古村 (新)仁田内村  
(新)深山村 湊村

【伊奈郷】

琴村 (改)葦見村 (改)一重浦村  
小鹿村 (改)刈生村 志多留村  
伊奈村 (改)越高村 (改)御園村  
犬浦村 (新)瀬田村  
中栗栖村  
飼所村 (改)下里村 (下里村は(新)榎瀧村)  
(改)鹿見村 久原村 女連村

【三根郷】

志多賀村 佐賀村 櫛村  
(改)三根村 田口村 吉田村  
賀佐村 (改)狩尾村 口江村  
(改)木坂村 青梅村 津柳村

上縣郡村数五拾七ヶ村

對馬国下縣郡

【仁位郷】

曾村 大千尋藻村 小千尋藻村  
(改)鐘川村 糸瀬村 (改)加伊布奈村  
嵯峨村 佐志賀村 廻村  
(改)唐洲村 多田村 貝口村  
佐保村 (改)志多浦村 (改)大綱村  
(改)小綱村 銘村 田村  
有麦村 仁位村 (改)和板村

【与良郷】

横浦村 賀谷村 (改)蘆浦村  
鴨瀬村 小船越村 大船越村  
犬吠村 久須保村 (改)緒方浦村  
雞知村 高濱村 根緒村  
小浦村 南室村 府中  
久田村 尾浦村 安神村  
久和村 東内院村 内山村  
尾崎村 (替)仮宿村 (替)賀志村  
(改)吹崎村 箕形村 洲藻村  
黒瀬村 (改)竹敷村 昼浦村  
嶋山村 (改)大山村 濃部村

【佐須郷】

今里村 阿連村 (改)小茂田村  
下原村 (改)榎根村 椎根村  
劫槻村 久根村 (新)久根濱村  
北瀬村

【豆酸郷】

(改)豆酸村 南瀬村  
西内院村

下縣郡村数六拾七ヶ村

註  
(替)新(改)・用字改め  
・新記  
・郷の所属替え

以上報告された村名を見ると、現在もそのまま用いられているものが多いことに気づく。



【二郡八郷の区割り】



【現在の各町の区割り】



対馬国郷村帳 (宗家文庫史料)  
国絵図と共に幕府に提出される

おわりに

先日あるテレビ番組で、伊能忠敬が取り上げられていたが、その中でナレーターの方が忠敬の地図に対して、次のような表現を使った。  
「絵図ではない実測による初めて  
の地図」  
私はこれを聞いた時思った。対馬藩の元禄国絵図こそが「絵図ではない実測による初めて  
の地図」  
の地図」

ではなかったのだろうか。(半ば期待を込めて)  
そんなことを思いながら、今日もまた展示してある『元禄国絵図』を眺めている。

註

- (1)原図(縦三七四・六cm×横一七五・〇cm)の四分の一の縮小
- (2)文化十年(一八一三) 東島
- (3)佐須郷から与良郷へ
- (4)この三年後の元禄十六年(一七〇三)に郡奉行所によって編集された『対馬郷村帳抜書』では次の三ヶ村の村名の用字が改められた。  
加伊布奈村↓貝瀬村  
有麦村 ↓卯麦村  
劫槻村 ↓上槻村

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『豊玉町誌』 P三一三～三一七
- ・『峰町誌』 P六八九～六九三
- その他、図や挿絵についてはNHKテレビ番組「その歴史が動いた 伊能忠敬五六歳からの挑戦」(平成十二年十一月一日放送)を参考にさせていただいた。

## はじめに

第十一代將軍徳川家斉の襲職を祝賀する朝鮮通信使の一行は、文化八(一八一二)年三月二十九日、対馬府中浦に着いた(表書札方「毎日記」)。正使金履喬(竹里)以下三三六名の一行は、以後府中(現厳原)に滞留し、公式行事を終え六月二十七日府中浦から帰帆の舵をとった。

いわゆる朝鮮通信使の対馬易地聘礼であり、十二回に及ぶ江戸時代の朝鮮通信使来日は、これをもって実質的に終焉となる。過去江戸行使を原則(二回目は伏見)としていた聘礼を、対馬易地という変形的な来聘とせざるを得なくなったことは、それだけ時代の背景が陰阻なものになったことを意味するものであった。

十二回目の来日で終焉となった朝鮮通信使の来日であるが、その後も来聘の計画がなされなかった訳ではない。文化度の次に計画されたのは、第十二代將軍徳川家慶の襲職を祝賀する通信使の来聘である。世にいわゆる「大坂易地聘礼」として知られる使行であるが、結果的にこの来聘は実現することはなく幻の来聘となった。徳川幕府の朝鮮外交事務を家役とする対馬藩は、当然ながらこの来聘の実現に尽力することになるが、その対馬藩の努力や期待もむなしく、朝鮮通信使一行

が海を渡ることはなかった。その挫折の過程を、本館に架蔵されている宗家文庫史料に追ってみる。

## 一 大坂易地聘礼に関する宗家文庫史料

本館に架蔵されている朝鮮通信使大坂易地聘礼に関する史料としては、次のようなものがある。

## 征 弘 藤 齋

「毎日記」(奥書札方)

「大坂易地信使前集書」中

清書・四番

「大坂易地ニ付江戸表江之書状以頭書返答申来」御内用共(表書札方)

「講定使記録」中清書(表書札方)

「信使御用御役所往復書状控」(表書札方)

「年期被仰出より易地信使ニ付朝鮮書状控」(表書札方)

「告襲使ニ付朝鮮往復書状控」

「易地信使ニ付朝鮮書状控」

「信使ニ属候品々」佐須奈・鰐浦御尋問之書付(表書札方)

「御伺控」(朝鮮方)

「大坂信使記録」(来聘方)

「義和様御状控」(表書札方)

これらの史料のうち主軸を成しているのは、奥書札方「毎日記」である。従って本稿では、主に家斉が隠



大坂易地に関する宗家文庫史料

退した天保八(一八三七)年から、家慶が没した翌年の嘉永六(一八五四)年までの「同記録」をもとに、第十二代將軍徳川家慶の襲職に関する、朝鮮通信使大坂易地聘礼の挫折を追ってみたい。

## 二 徳川家斉の隠退と第十二代將軍徳川家慶の襲職

第十一代將軍家斉は、天保八(一八三七)年四月二日に將軍職を二男の家慶に譲って隠退したが、在職は歴代將軍で最も長く五十年にも及んだ。家斉は、家慶にその職を譲ったあとも大御所として死ぬまで(同十二年正月三十日)その実権を握った。いわゆる側近による「西丸御政事」である。

家斉は、寛政の改革が生み出した政治上の相対的安定期に在職し、政治的には比較的穏やかで江戸時代の二大文化の一つである化政文化が花

開く要因をつくった反面、生活は豪奢放漫で、土風は緩み支配体制の矛盾は深まったことが指摘されている。將軍代替りについて、宗家文庫史料(以下「史料」)には直接的な記述はみられないが、天保八年五月十二日の「毎日記」に、多田左柄・大浦直左衛門・唐坊太膳・阿比留惣八が、「右將軍宣下被為濟候得者朝鮮江被及御告知候付、大慶参判使都船主可被仰付候哉」と大慶参判使あるいは遜位参判使の都船主として朝鮮へ差向け伺い記事がみられる。

朝鮮国へ日本の將軍交替のことは年内に通知され、いよいよ慣例に従って新將軍襲職の国際的慶祝行事の事務が進められていくことになる。翌年五月「毎日記」が記録する。

## 大御所様被遊

御隠居候段朝鮮国江及告知候処当秋以訊官使御嘉儀可申上旨兼而申聞置候得共、渡海之頃合致治定候儀者未不申越候、弥当秋渡来仕候者折柄右京大夫在国被仰付置候事故、同人致対話候様仕度御座候、御差図被成可被下候

訊官使は、朝鮮国が対馬まで派遣する使節である。江戸時代を通じて五十回以上の来島が知られており、対馬藩では訊官御渡海とも称している。正使以下百名内外で構成されるこの使節は、日朝外交上の事務協議、対馬藩主や將軍の慶弔時に派遣されてきた。あるいは対馬藩主の参勤交代での帰国の労をねぎらうために派遣されて来ることもあったため朝鮮

側では間慰行とも称していた。

新しい將軍就職を祝賀する儀礼のために、まずその手始めとして訳官使一行が派遣されてくることになるのであるが、その訳官使一行は、八月十四日に対馬府中に渡着している（今日訳官入船有之候事・「毎日記」）。

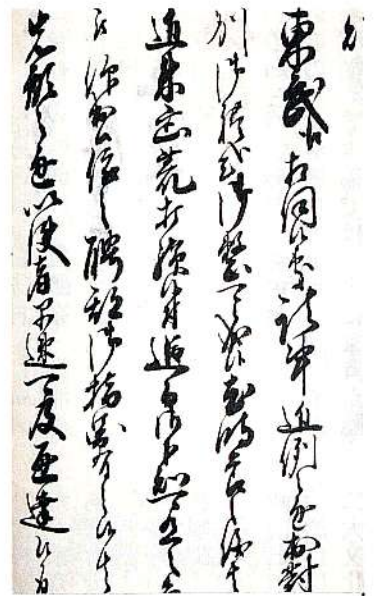
一方対馬藩では、訳官渡来のはるか前の二月三日に、「將軍宣下被為濟候御祝儀」（「毎日記」として、以酌庵・万松院・西山寺和尚が列席し舞踊も演じて藩邸で壮々と祝賀宴が行われた。こうして新將軍襲職のための国際的慶祝儀礼の事務が緒に着き始めた頃、対馬藩主宗義質はその年の十二月、江戸藩邸で死去する。次の藩主となるのは、宗義章である。

### 三 聘礼は対馬易地

第十二代の新將軍の襲職を慶祝するための朝鮮通信使来聘にむけて、その実務を担当する対馬藩は、体制を整えて動き始める。東武（江戸・幕府）、対馬藩庁、釜山和（倭）館、「史料」には和館と表記されているため以下「和館」と表記）朝鮮東萊府、漢陽朝鮮王朝府とを結ぶ回廊で、頻繁に国家と藩の威信や利害をかけた実務協議が展開されていく。その実務が動き始めた矢先、天保十（一八三九）年十一月六日、幕府から対馬藩に予期しない指令が伝えられる。

#### 今般就

御代替以信使御嘉儀可被申上、来聘時節之儀及差図候様訳官使



対馬易地と通知の対馬藩文化度（天保十一年十一月）に由来する

ち申出候付 則 東武江相伺候処、諸事近例之通於対州御礼式御整可被成候、尤時節之儀近來凶荒打続候付、追而御下知可有之旨被仰出候、依之聘期御指図有之候者先形之通以使者早速可及通達候付、其期三臨ミ遅延無之有之事情右之趣任訳江申達東萊府使より朝廷江御伝達被下返答之趣可申越者也 己亥 十一月 御朱印

（傍点筆者 以下同）

「館守江親論和文」と併記されたこの通知は、幕府の指示を受けた対馬藩が和館守に、東萊府使を通じて漢陽の朝鮮府に回達するよう連絡したものである。朝鮮通信使の聘礼は対馬で、しかし時期は未定という。文中の「諸事近例之通於対州御礼式」とはいうまでもなく文化八（一八一二年）の対馬易地聘礼をいう。

信使来聘は対馬での易地聘礼を、文化度の通り執り行うようにとの指

令を受けた対馬藩は、にわかに慌しくなり、藩庁も領民も朝鮮通信使来聘の御大事の色に包まれる。藩庁ではまず担当の諸役が任命されている。天保十（一八四〇）年、年明けの「毎日記」には「信使御用」「信使御普請」等、

信使来聘に对应するため役職任命が類出する。また藩士には、「今般来聘時節被成御候付、状未之通御家中江相達候、就夫在役之面々以下至預之勤筋精入聊不締躰之聞有之候者」（「毎日記」との忠勤精励の通達が出されている。さらに、環境整備の指令も飛ぶ。領民に対して、市中の清掃、町の綱紀肅正、風紀取締、また、客館内に桜・松の植込、馬場筋通をはじめ、客館通行筋、大手通、下の浜三軒屋、浜小路にかけての家屋に個々に改築内容が指示されておられ、厳しい例では、「家見苦敷候付解除見掛宜可取建候」との命令を受けた者もある。文化度の信使来聘からこれ三十年が経っている。易地聘礼の晴舞台となる対馬府中に緊張が走っているだけでなく、対馬藩の檄は、「代々朝鮮御役儀蒙仰信使来聘之儀者別而重大之御用候」と、田代、怡土、松浦にまで飛ばされている。

と、対馬易地聘礼の幕府方針を受けて、対馬藩はすかさず幕府に手を打つ。それは長い朝鮮外交の

歴史の中から、対馬藩が身につけた生活の知恵とでもいうべき、一種狡猾な策である。策とは、「藩財政逼迫頂上」「以御憐愍」等とうそぶき（？）幕府への拝借金返還を当分の間宥免してもらった上に拝借金までいただき、さらに来聘事務の繁多を高唱しては、参勤交代の江戸参府の免除を願ひ出て認められている。対馬藩の如才なさがうかがえる。この頃、「公務之手当素州中之撫育日用ても相欠程之危迫ニ押移」（「毎日記」）りながら「信使御用ニ差臨」んでいた対馬藩のために浄財が寄せられていた。六十人商人を中心とする町家から、四、七三九両の献金、鯨組で有名な龜谷卯右衛門からも献金、献米があつてゐる。

対馬藩を挙げて迎聘の準備が進められていた頃日、天保十二年十一月十六日、対馬藩江戸家老幾度八郎左衛門に、江戸城内において一通の奉書が渡される。奉書は、

#### 御状令披見候

三御所様益御機嫌能被御座恐悦尤候 将又

就

御代為替御祝詞朝鮮人來聘時節之儀以使者被相何之候 紙面之趣及上聞候処彼使者御前被召出一段之御仕合候 然者信使来聘之儀来辰年春中たるへき旨被仰出候 被存

其旨可被達之候恐々謹言 土井大炊守（利位御在判）



十一月十六日  
 太田備後守(資始御在判)  
 水野越前守(忠邦御在判)  
 宗対馬守殿  
 (「毎日記」)

としたためられていた。  
 信使の来聘は「来辰年春中」との決定である。来る辰年とは一八四四(弘化元)年にあたる。来聘迄期間は二年半ほど。聘使の受け入れ準備は、対馬藩の急務となった。

四 対馬易地は大坂易地に変更

朝鮮通信使来聘の対馬易地が「来辰年春中」と指令された現地では、藩の総力を挙げて準備が進められていた天保十三年六月、幕府から対馬藩に意外な沙汰が告げられる。青天の霹靂とでもいおうか。

六月十七日  
 信使来聘之儀ニ付、去年九月老中水野越前守様方古川将監被召呼対州において相整候相達候者双方共ニ無益之失費を省両国共簡易之処を以易地之儀被仰達置たる儀ニ候処、辛未之度御入料莫大相嵩依之当節者大坂ニをいで聘礼御整被成度候……  
 (「毎日記」)

対馬藩にしてみれば驚天動地の通告であったにちがいない。辛未年(文化十二)の対馬易地聘礼は、両国の無益の失費を防ぎ経済的に執り行うもくろみであったはずが、莫大な費

用となつたので、そういうことならいっそのこと大坂で行うという。通告は前年の九月にはなされていたのに「毎日記」の記録はかれこれ九カ月後になっている。この間、幕府と対馬藩の間で激しい綱引きがあつたのではないかと想像される。先に続く日記の記録に、聘礼は何としても当初の予定通り対馬易地で実施してほしい対馬藩の抵抗めいた記事がみえる。

此方様限(厳)密ニ御懸合を被  
 尽候様被仰達候付、最早修聘ニ成  
 敏罷

渡居候付者手数事等も相済候  
 得者右懸合相成兼候趣申上候処  
 此儀者敏相達候答之処、相手方  
 手入ニ延引いたし何分周旋在  
 之度との事候、然処果而修聘  
 使ニ返翰相受取帰国ニ至候付、  
 館主(守)江差内分ニ追々任官  
 共江懸合を為尽候得共、修聘使  
 御懸合済返翰差出居候事故我々  
 取扱難相成趣断申出候付、彼国  
 之躰勢委曲小川丹下出府之上、  
 対馬藩としては、来聘に関する朝

鮮国との基本的事務交渉は既に終了しており、今更易地の変更は承服しがたい旨、精一杯の抵抗がうかがわれる。しかし同日の日記はさ

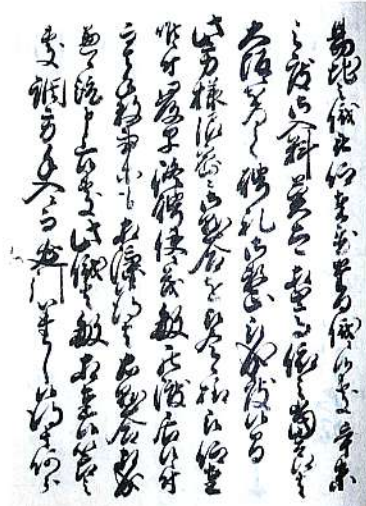
らに続く。日記には、  
 公辺江被仰上候処、此節於大坂御城御行礼之儀御懸合被尽候様との御事別紙之通御書付を以被蒙

御厳命候、就夫最前修聘使被差渡候節彼国方聘事復古之懸合も有之候得共、文化度之例以厳重及返答竟ニ於御国聘礼之儀承諾御安心之至候処、此度之  
 台命東西を被引請候御重用御心遣無限儀ニ候得共御役職ニを以て急度御懸合不被遂して難相濟則御往翰草稿公辺江被差上候付、御差図次第御使者被差渡答ニ付右之趣御家中江御内々為御知被成候……

とあり、そして最後は、「御大切之御場合ニ候条前条之趣能々致勘弁、御用途順成之儀無他事奉懸合御奉公筋精勤尤之事候、此旨御家中江向寄可被相達候」と結ばれている。

御台命が出され大坂易地聘礼が決定された。対馬藩は、再度の御国易地聘礼の期待と興奮をかき消して大坂易地聘礼の実務にあたらなければならぬ。

今次朝鮮通信使来聘が、対馬易地から大坂易地に変更された背景について、史料「大坂信使記録」(来聘方)にみえる。天保十四年六月十九



対馬易地は大坂易地へ変更された(天保十三年六月)

日付「水野越前守様方御渡之御書付写」として、年寄中・与頭衆中に宛てられたものである。書付に述べられている大坂易地選択の背景とは、  
 ……其地(大坂)三都之一ニ御城被構置其所江聘シ候者江戸同様ニ相当御親交御優待之礼意且其地広富、御饗応万事便宜、海嶋狭小僻遠なる対州之比すへきに阿らず、文化辛未朝鮮之使者対州ニ御止被成候者海陸遠来之勞を御厭被成候ニも候得共、僅ニ

日本地江渡着辺土御止被成候者御礼待不厚様ニも相心得彼国情不喜哉ニも相聞、彼国之使船大坂迄裏海渡来候上ニ江江江来候陸路山川拔涉之方無之、江戸同様之御城ニおいて厚御礼待有之候儀者朝鮮之本意たるへく、早(畢)竟兩國之交詎弥永続いたし候者聘礼之地大坂之御城ニ相定候方外有之間敷、既ニ彼国ニ而も文化度之易地ハ一時之權宣ニ永世不易者不心得旨申候

由於然者幸之儀ニ候……  
 対馬藩は沈黙せざるを得ない。  
 意気消沈したのであるう対馬藩のため、幕府は思いやりも忘れてはいない。同年の九月、「朝鮮之信使議聘之御用数年彼国へ及往復、折入取計候付此度大坂易地之儀程能順成候猶此上彼国江講定筋儀可有之、彼是心配も可仕儀ニ付先格之以思召金壹万五千兩被下候旨被仰出之」と、対馬藩が喉から手が出るほどにほしかった突入りがある。またこれに先

立つ六月十日には、訳官渡来の御手

当金二千両も対馬藩は拝受している。しかしこの背景には、対馬藩の「お手当金願」「拝借金願」といった巧妙で執拗な幕府への援助懇願工作が見えかくれる。朝鮮貿易も衰退してしまったこの時期、御手当金、拝借金は対馬藩財政を支える大きな基盤だったのである。

### 五 来聘の延聘工作

通信使の来聘は大坂易地に決定された。その大阪易地を、対馬藩は朝鮮に通知しなければならぬ。

そのため、講聘使が持ち渡る書簡案作成の作業が進められる。「毎日記」天保十四年七月六日の記録に、「今度朝鮮江差遣候書簡案之儀対馬守方奉伺候、就夫御当地江相詰罷在候役向之者別段取調書翰案林大学頭御御目見ニ差上申候処、御同所様方御差図之趣も御座候間、乍恐御内覽ニ奉差上候可然様御聞得之程奉願上候。御名案 古川将監」と、作業の開始がうかがわれる。その書簡は、案文の改作がなされた後、「今般被差渡候講聘参判使御書契清書被仰付候付、以酌庵御上り之儀兼以御使者被仰遣置、今日時分之御使被遣以酌庵御出」て、府中棧原の館の藩主に届けられる。来聘の大阪易地を告げる書契は完成した。その書契を朝鮮へ持ち渡る講聘参判使としては、幾度八郎左衛門が任命され十月十五日出帆している。幾度八郎左衛門の持ち渡った書契は、都表の王府からの接慰官が十二月「無子細相受取」った。

こうして日本国からの書契は、漢陽の王府で検討されることとなった。

朝鮮都表からの返事を待っている間の翌年八月、講聘参判使幾度八郎左衛門は、和館において病死する。幕府では、老中水野越前守が病氣のため御役御免となり、阿部伊勢守が朝鮮御用且来聘御用掛となっている。

朝鮮王府で検討された通信使大阪易地聘礼に関する結論は、弘化二年三月十日の記録（「毎日記」）に、「然処参判使接応先例之通無滞相済、易地之儀最前御約定ニ違候得共今般被仰達御主意兩國之間御盛意ニ悖趣ニ於大阪聘礼御取行之儀無矣儀領諾在之」とみえる。大阪易地について朝鮮府との合意は得られた。

だが、記録は続いている。「尤手数之儀兼而御治定ニ相成居候得共、易地ニ付而御往復御相談之品も在之丙午年信使難差渡、其上彼国大札も在之諸事難手届候付、年期御差延之儀礼曹参判、参議方返翰を以被及懇請候付、此節公義江御披見ニ被差上、年期之儀をも仰伺被仰上苦ニ候、先以本林易地之御用筋熟ニ至り第一上御役職ニ取別御安悦之御事候、右之趣御家中江被及為御知候」。天保十一年十二月打ち出された辰年春中の聘期は不可能という。それでも、朝鮮府の「領諾」を知らされた対馬藩内には、「御国内御取締方御専要之場ニ候条諸般質素ニ相心得何連も一和温順御奉公筋精勤尤事候、此旨御家中江可被相達候」（「毎日記」）と、意となき空気が漂う。

その後は聘期の懸合が続く。弘化

四年八月十五日の「毎日記」には、「伊勢守様より朝鮮信使来聘延期之儀彼国より申越候趣御聞届被為在、来辰年大坂迄来聘候様被仰出之旨、以御書付表立被為蒙御達候」とみえる。「来辰年」は九年先の一八五六

（安政三年）にあたる。しかし、聘期はこれで確定した訳ではなく、その後も両国の延聘工作が続く。

このような状況の中、嘉永五年に講定の素案が作られている。史料「大阪易地 信使前集書中清書」によると今次通信使来聘の講定節目の一部は次のようになっていた。

- 来丙辰年春中大坂江来聘候様被仰出置候付信使彼国都発足与り大坂着迄之運凡之見込左之通
  - 一 乙卯年十月下旬彼国東萊下着
  - 一 同年十一月中旬彼国東萊下着
  - 一 同年十二月中旬彼国釜山上船
  - 一 丙辰年正月月上旬対州渡着
  - 一 同年正月月中旬対府回着
  - 一 同年正月下旬対府上船
  - 一 同年三月月上旬大坂着船
- 今度来聘人数凡之見込
  - 一 聘使式人
  - 一 上々官三人
  - 一 上官式拾九人 〔本〕「文化程度講定参拾九人 現者式」
  - 一 内制述官壹人 〔本〕「文化人罷渡」
  - 一 同上判事三人
  - 一 同軍官拾式人 〔本〕「文化程度講定拾九人 現者七人罷渡」
  - 一 一次官拾人 〔本〕「同斷講定百四拾人 現者百一拾人罷渡」
  - 一 小童拾五人 〔本〕「同斷講定百四拾人 現者百一拾人罷渡」
  - 一 中官百五拾七人 〔本〕「同斷講定百四拾人 現者百一拾人罷渡」
  - 一 下官百参拾四人 〔本〕「合講定之人数参百五拾人 現者参百拾六人罷渡」
  - 一 合参百五拾人 〔本〕「合講定之人数参百五拾人 現者参百拾六人罷渡」
- 此度来聘之節朝鮮人江被相附候通詞并朝鮮船江乗組候町船頭之者
  - 一 大通詞式人 〔本〕「宝曆度 式人」
  - 一 正使附式人 〔本〕「式人」
  - 一 副使附式人 〔本〕「式人」
  - 一 上判事附式人 〔本〕「式人」
  - 一 進上御馬附式人 〔本〕「式人」
  - 一 出馬方四人 〔本〕「四人」

日付	人数	備考
十八日	四十八人	御帳
二十日	六十人	御帳
二十三日	六十人	御帳
二十五日	六十人	御帳
二十七日	六十人	御帳
二十九日	六十人	御帳
三十一日	六十人	御帳
一月一日	六十人	御帳
一月三日	六十人	御帳
一月五日	六十人	御帳
一月七日	六十人	御帳
一月九日	六十人	御帳
一月十一日	六十人	御帳
一月十三日	六十人	御帳
一月十五日	六十人	御帳
一月十七日	六十人	御帳
一月十九日	六十人	御帳
一月二十一日	六十人	御帳
一月二十三日	六十人	御帳
一月二十五日	六十人	御帳
一月二十七日	六十人	御帳
一月二十九日	六十人	御帳
一月三十一日	六十人	御帳
二月一日	六十人	御帳
二月三日	六十人	御帳
二月五日	六十人	御帳
二月七日	六十人	御帳
二月九日	六十人	御帳
二月十一日	六十人	御帳
二月十三日	六十人	御帳
二月十五日	六十人	御帳
二月十七日	六十人	御帳
二月十九日	六十人	御帳
二月二十一日	六十人	御帳
二月二十三日	六十人	御帳
二月二十五日	六十人	御帳
二月二十七日	六十人	御帳
二月二十九日	六十人	御帳
二月三十一日	六十人	御帳
三月一日	六十人	御帳
三月三日	六十人	御帳
三月五日	六十人	御帳
三月七日	六十人	御帳
三月九日	六十人	御帳
三月十一日	六十人	御帳
三月十三日	六十人	御帳
三月十五日	六十人	御帳
三月十七日	六十人	御帳
三月十九日	六十人	御帳
三月二十一日	六十人	御帳
三月二十三日	六十人	御帳
三月二十五日	六十人	御帳
三月二十七日	六十人	御帳
三月二十九日	六十人	御帳
三月三十一日	六十人	御帳
四月一日	六十人	御帳
四月三日	六十人	御帳
四月五日	六十人	御帳
四月七日	六十人	御帳
四月九日	六十人	御帳
四月十一日	六十人	御帳
四月十三日	六十人	御帳
四月十五日	六十人	御帳
四月十七日	六十人	御帳
四月十九日	六十人	御帳
四月二十一日	六十人	御帳
四月二十三日	六十人	御帳
四月二十五日	六十人	御帳
四月二十七日	六十人	御帳
四月二十九日	六十人	御帳
四月三十一日	六十人	御帳
五月一日	六十人	御帳
五月三日	六十人	御帳
五月五日	六十人	御帳
五月七日	六十人	御帳
五月九日	六十人	御帳
五月十一日	六十人	御帳
五月十三日	六十人	御帳
五月十五日	六十人	御帳
五月十七日	六十人	御帳
五月十九日	六十人	御帳
五月二十一日	六十人	御帳
五月二十三日	六十人	御帳
五月二十五日	六十人	御帳
五月二十七日	六十人	御帳
五月二十九日	六十人	御帳
五月三十一日	六十人	御帳
六月一日	六十人	御帳
六月三日	六十人	御帳
六月五日	六十人	御帳
六月七日	六十人	御帳
六月九日	六十人	御帳
六月十一日	六十人	御帳
六月十三日	六十人	御帳
六月十五日	六十人	御帳
六月十七日	六十人	御帳
六月十九日	六十人	御帳
六月二十一日	六十人	御帳
六月二十三日	六十人	御帳
六月二十五日	六十人	御帳
六月二十七日	六十人	御帳
六月二十九日	六十人	御帳
六月三十一日	六十人	御帳
七月一日	六十人	御帳
七月三日	六十人	御帳
七月五日	六十人	御帳
七月七日	六十人	御帳
七月九日	六十人	御帳
七月十一日	六十人	御帳
七月十三日	六十人	御帳
七月十五日	六十人	御帳
七月十七日	六十人	御帳
七月十九日	六十人	御帳
七月二十一日	六十人	御帳
七月二十三日	六十人	御帳
七月二十五日	六十人	御帳
七月二十七日	六十人	御帳
七月二十九日	六十人	御帳
七月三十一日	六十人	御帳
八月一日	六十人	御帳
八月三日	六十人	御帳
八月五日	六十人	御帳
八月七日	六十人	御帳
八月九日	六十人	御帳
八月十一日	六十人	御帳
八月十三日	六十人	御帳
八月十五日	六十人	御帳
八月十七日	六十人	御帳
八月十九日	六十人	御帳
八月二十一日	六十人	御帳
八月二十三日	六十人	御帳
八月二十五日	六十人	御帳
八月二十七日	六十人	御帳
八月二十九日	六十人	御帳
八月三十一日	六十人	御帳
九月一日	六十人	御帳
九月三日	六十人	御帳
九月五日	六十人	御帳
九月七日	六十人	御帳
九月九日	六十人	御帳
九月十一日	六十人	御帳
九月十三日	六十人	御帳
九月十五日	六十人	御帳
九月十七日	六十人	御帳
九月十九日	六十人	御帳
九月二十一日	六十人	御帳
九月二十三日	六十人	御帳
九月二十五日	六十人	御帳
九月二十七日	六十人	御帳
九月二十九日	六十人	御帳
九月三十一日	六十人	御帳
十月一日	六十人	御帳
十月三日	六十人	御帳
十月五日	六十人	御帳
十月七日	六十人	御帳
十月九日	六十人	御帳
十月十一日	六十人	御帳
十月十三日	六十人	御帳
十月十五日	六十人	御帳
十月十七日	六十人	御帳
十月十九日	六十人	御帳
十月二十一日	六十人	御帳
十月二十三日	六十人	御帳
十月二十五日	六十人	御帳
十月二十七日	六十人	御帳
十月二十九日	六十人	御帳
十月三十一日	六十人	御帳
十一月一日	六十人	御帳
十一月三日	六十人	御帳
十一月五日	六十人	御帳
十一月七日	六十人	御帳
十一月九日	六十人	御帳
十一月十一日	六十人	御帳
十一月十三日	六十人	御帳
十一月十五日	六十人	御帳
十一月十七日	六十人	御帳
十一月十九日	六十人	御帳
十一月二十一日	六十人	御帳
十一月二十三日	六十人	御帳
十一月二十五日	六十人	御帳
十一月二十七日	六十人	御帳
十一月二十九日	六十人	御帳
十一月三十一日	六十人	御帳
十二月一日	六十人	御帳
十二月三日	六十人	御帳
十二月五日	六十人	御帳
十二月七日	六十人	御帳
十二月九日	六十人	御帳
十二月十一日	六十人	御帳
十二月十三日	六十人	御帳
十二月十五日	六十人	御帳
十二月十七日	六十人	御帳
十二月十九日	六十人	御帳
十二月二十一日	六十人	御帳
十二月二十三日	六十人	御帳
十二月二十五日	六十人	御帳
十二月二十七日	六十人	御帳
十二月二十九日	六十人	御帳
十二月三十一日	六十人	御帳

大阪易地の計画は順々と進められていた  
 (「大坂易地信使前集書 中清書」)

- 一人馬方四人 (一)「四人」
- 一行方五人 (一)「五人」
- 一物通詞拾八人 (一)「拾九人」
- 一朝鮮船附三人 (一)「從事官附式人」
- 合四拾四人
- 町船頭惣人数
- 一正使乗船江式人 (一)「宝曆度式人」
- 一副使乗船江式人 (一)「式人」
- 一正使荷船江式人 (一)「式人」
- 一副使荷船江式人 (一)「式人」
- 合八人 (一)「從事官乗船荷船江式人」

ところが、基本的な講定節目はできたものの、幕府の延聘工作は続く。嘉永五(一八五二)年十月十八日、対馬藩江戸家老須伊織・蕃建直人は、老中阿部伊勢守に呼ばれ、「来ル辰年来聘之儀先ツ御差延、年期之儀追而可被仰出」との通知を受ける(「大阪易地 信使前集書」)。当然のことながら、「朝鮮国江懸合方駈引」(「同」とその案文の作成は対馬藩の任務となる。その懸合方の担当となるのは「多年在館朝鮮筋功者之人」(「同」)古川采女で、このとき作成された「和文下調」は次のとおりである。

時令起居然著貴国信使来辰年大坂迄来聘之儀兼而御約定之通而聘期間近相成候付、聘礼節目今程専及講定居候処、近年本邦諸国凶荒茂不少其上此度東武御城内火災二付而著彼是御事多も有之、素り通聘者隣好誠信之儀二而不軽事二被思召候得共前条之通難被差置

御国事差湊候折柄ニ付来辰年之来聘先御差延年期之儀者重而被仰出之御事ニ候間右之趣可然様御聞得可被下候、尤節目講定之儀者都而是迄之通相心得候様蒙御達候間猶又御互無油断及御示談置期間ニ臨少茂不都合之儀無之様深々念願之事情 (「同」)

幕府としてはこのことを押し立てて、対馬藩を介して延聘を懸合うこととした。「下調」には記されていないが、この時期幕府の財政逼迫も指摘されている。ところが、朝鮮府の方からも延聘についての懇願書が幕府に提出されている。やはり「大阪易地信使前集書」に、朝鮮国講定官美哉玄知事名なる懇願書が記録されている。その「和解」は次のとおりである。

聘礼之場所相易へ丙辰之春信使差渡候御相談既ニ御約定申上候今専節目講定罷在候、然処我国不凶差支之儀御座候而年期之通難仕儀有之、素り聘礼容易ニ延縮メ仕候訳ニ無御座候得共希ハ此上五ヶ年御差延辛酉之春(文久元・一八六一・哲宗十二)をもつて聘期ヲ被下候ハ、御交誼之処ニおいて如何計難有可奉存哉何卒此事情御手筋江被仰上被下候而御許容をも蒙候ハ、其節者礼曹より別段御書契被差越表向御願可被申上、扱者御返翰之儀是亦尊公迄御送越ニ相成候而我国ニ御達被下候ハ、於貴

国も別段御使者被差渡之御労費も無之於我國候而省弊不少儀ニ御座候、何分此事情を以別段御懇配被成下候ハ、千万難有可奉存候

しかし、講定官からの懇願書を受取った対馬藩は、「主意立候文意無之只差支之儀有之而已之書面ニ」と受取を拒否し再提出を求めている。対馬藩からの要望を受けて、講定官名での書簡が再提出されるが、江戸表において朝鮮御用掛阿部伊勢守から、「表立礼曹より書契を以可願出旨」と命じられる。日本側の強い要望に止むなく、その後改めて朝鮮側から礼曹名での書契が提出される。かくして、聘期は講定官美哉玄知事の当初の懇願書中にみえる「更退五年以辛酉春」ということに設定された。一八六一年(文久元)ということになる。この延聘については、自国の理由で一方的に延聘を画策するのは威厳・立場を損ねるとみた幕府が、朝鮮府に三度までも懇願書を提出させることによって延聘の理由を正当化し、己れの立場を優位にしたいとの思わくによる工作ではないかとも思える。

### 六 ペリー来航と家慶の薨御

幕府、対馬藩そして朝鮮府が延聘をめぐる三つどもえの駆け引きをしている頃、時代は嘉永となり日本を取り巻く情勢は大きく変わってきた。海辺は急を告げ、「毎日記」には、対馬近海に異船の出没が頻繁

になった様子が記録されている。こうした情勢下第十二代将軍家慶の薨職を慶祝する朝鮮通信使の来聘は来る辛酉年と決定された。あとは講定節目を詰めていくことになる。

朝鮮通信使来聘に関わる日朝交渉がこのような進展をみせるなか、嘉永六(一八五三)年六月三日を迎える。日本中を震撼させたこの事件は、「毎日記」にも記事が連続する。このペリー来航に関する最も早い記録は、同日浦賀奉行戸田伊豆守が緊急に幕府に報告したものの「写」らしく、尋常ならない現場の状況を次のように報告している。

先刻御届申上候異国船相糺候処アメリカ具(合)衆国政府仕出軍船二艘者大砲式拾挺余二艘者惣体鉄張之蒸気船二艘者大砲三四挺、ハツテイラ七八艘是又鉄張之様子ニ相見受大砲拾式挺据進退自在ニ而艦賊(櫓)不相用迅速ニ出由、又応接之者寄セ附不申候、漸申論者人乗組相諭候処国王之書翰護送いたし奉行江直ニ相渡可申旨申聞組之者示談等引受不申、既江戸表江其段相達置候由申之、泰然自志やくと罷在、猶同様之軍船数艘渡来いたし候段申聞一切船近辺江近寄候事相断、猶御国法相論可申候得共不容易軍船ニ此上之変化難計候、今応接中ニ御座候得共先此段早々申上候

格外の武力をもって威圧的に迫るアメリカに対して、周章狼狽する幕

府役人の姿が浮かぶ。ペリーはアメリカ合衆国の国書を幕府に接掛に渡して日本を去った。家慶は、受理したアメリカの国書の対策もたてぬうち、国家動揺の情勢に煽られながら死去する。「毎日記」は、八月十九日・雨天、として「公方様御事、去月二十二日薨御之旨江戸表方申来候、依之御國中御斎左之通被仰付候付夫々可被相触候」と記している。

実は、対馬藩（幕府）が強要したと思える延聘についての朝鮮府礼曹参議からの書契は、幕府朝鮮御用掛阿部伊勢守へ、十一月十三日になつてやっと届けられるのであるが、皮肉にも一通の宗対馬守名なる別紙が添えられていた。別紙は朝鮮府礼曹よりの延聘懇願書が到来したことを伸べた後、「此度御不慮之御事、付最早不被為及御挨拶之趣、返翰取調相渡候様可仕候哉御内慮奉伺之候」と記されている。朝鮮府との駆け引きの末手に入れた礼曹参議の延聘懇願書に付けた添状も、別紙も九月二十八日の同日付である。

翌年四月、第十二代將軍徳川家慶の薨御を朝鮮府に告げる大計参判使氏江典膳が和館に赴く。その書契（写）が遺っている（大坂易地信使前集書）

日本国対馬州太守拾遺 平 義和  
奉復  
朝鮮国礼曹大人 閣下  
華翰遠至因諦  
動止多福慰沃良溲  
聘礼易地

聘期丙辰之両議既約於去乙巳歲然

貴国連歳凶歉事力難堪以故有退五年以辛酉春為聘期之

請事雖非容易不極力転達  
東武不幸会我

大君变故而  
朝廷深痛

貴国凶歉之災以為  
大君今日  
在世則於

隣宜之際豈可無  
允諾哉仍俾不備備悉是意意以布  
慇懃

別幅非品聊伸回敬統冀  
諒察爾比不備

嘉永七年甲寅二月 日  
對馬州太守拾遺 平 義和

大君の死を報告しながらも、あくまでも「貴国連歳凶作事力難堪」を語り押しつけて、来聘の不可をにわけていようである。

再来日を予告して日本を去ったペリーは、この年の正月に再来日した。この時、幕府が考えられるだけの対応策を講じたその一端が、「毎日記」に記録されている。この年十一月、年号は安政となる。

二月十六日  
以別紙令啓上候、去ル十五日重墨利加船浦賀江渡来之處、穩之趣ニ付諸向不致動揺火之元入念候様且又右同断ニ付関八州領分知行所より不相応之人馬不呼寄村方取締筋状未之通御触有之候



厳原港（旧府中浦）  
文化八年以後、対馬府中浦に、朝鮮通信使の駕船もト船も浮かぶことはなかった。浮かんだのは訳官使船だけであった。

江川太郎左衛門

重墨利加船万一江戸近く乗入候も難計、其方早速出船致し精一者以（杯）申論、為乗戻候様可被致候右於新屋敷伊勢守申渡之様々な対策が講じられていたが、ペリーは何なくその鎖を断ち切ってしまう。そして三月三日、あの日米和親条約が締結される。

おわりに

結局新將軍徳川家慶の襲職を慶祝する朝鮮通信使来聘の理由は消滅した。対馬藩の努力と期待も空しく、朝鮮通信使一行の駕船もト船も、対馬府中浦に浮かぶことはなかった。来聘の事務をさらに管掌していけば、幕府からせしめることができたかもしれない御手当金もしくは拝借金も、

あるいは朝鮮府から別幅として贈与される人参の実入りも皆無となった。嘉永七年（安政元年）七月、幻となった大阪易地聘礼に付、「朝鮮信使来聘御差延之儀去々子年被仰出候処取計方行届彼国より延聘之儀願」を取りつけた御苦勞に対し、対馬藩は幕府から慰めともとれる鞍と鐙を拝領する。大坂易地聘礼は幻となったものの、対馬藩の期待はまた始まる。時を同じくして、次將軍家定の襲職を告げる参判使杉村大蔵が、捲土重来を期して釜山に渡る（「毎日記」）。

(注)

1 表書札方の記録「信使ニ属候品々 左須奈・鰐浦御尋問之書付」によると

一 此方方被差渡候品并彼国方出候品何々ニ候哉被相尋候節  
私貿易申候而对馬守役人共と彼国商人相對商売仕候儀候処、次第相賣先年以來終ニ断絶仕、以前之通交易之諸品差渡不申候、唯今ハ兩國御約条ニ預り候公貿易之品々大体左之通差渡候

とみえ、朝鮮貿易の衰退を述べている。  
2 文化度の場合、丑年（文化二）に一万両、その後八万両の御手当、三万両の拝借、都合十二万両をもってしてもなお四万両の不足金を対馬藩は出している（「毎日記」）  
3 ペリー来航については「館報（第二二二号）」に、「ペリー来航と対馬（西山篤）」がある。

参考文献

- 「国史大辞典」 吉川弘文館
- 「日本歴史人物事典」 朝日新聞社
- 「近世日朝通交貿易史の研究」 田代相生 創文社
- 「近世日朝関係史の研究」 三宅英利 文獻出版

# 江戸時代の 東アジアがみえる

## 犬束 壽晴

当館には、上県郡越高で発掘された縄文時代早期の土器、韓国新石器時代の土器など、約八千年前の考古資料を始め、宗家が連続約六百年間対馬を統治した様子が見える宗家文書、その他地方文書(中世・近世)・島庁文書・民俗資料など十万点を超える資料が収蔵・保管されている。中でも、江戸時代初期からの約二百三十年間に記録された対馬藩の膨大な記録は当館収蔵資料の中心をなす史料である。

特に、大陸(朝鮮)との人的交流・交易等について、当時の様子を細かく記録した史料が保存されている。当館の宗家文庫史料を見れば「江戸時代の東アジアがみえる」と、研究者からも高い評価をうけている。本年もすでに研究入館者は、二〇〇名を超え、館員を始めそれぞれの分野で研究・調査が行われている。今後の研究の成果に期待したい。



総合学習で来館した小学生たち。改訂された学習指導要領、生涯学習への対応も多くなってきた。

# 年間入館者過去最多を記録

昭和五十三年(一九七八)開館以来、年間入館者数が、すでに一万八千人(四月〜一月)を超え、過去最多記録を更新した。

特に、今年度は関東方面からの団体数が増えたこと、さらには各学校からの社会科見学、総合学習での調査研究で小・中学生の入館者などが増えて過去最多となった。

## 入館者の推移

年 度	人 数
昭和60	7,794人
〃 63	10,880
平成3	12,102
〃 10	9,535 (改修工事のため一時休館)
〃 12	16,632
〃 13(1月現在)	18,804

韓国からの年間入館者も過去最多の五千人(一月現在)を超えた。二年前から対馬・釜山間の定期高速船の就航により、人々の往来が便利になり、観光客が増加したことが一因と思われる。中でも青少年(小・中・高・大学生)の入館者が増えたことは、今後の日韓交流の面からも大いに期待をかけた。昨年度より韓国からの入館者にハングル版館内資料を作成し配布している。

## 한인(韓人) 패밀리(ファミリー)

韓国からの年間入館者も過去最多の五千人(一月現在)を超えた。二年前から対馬・釜山間の定期高速船の就航により、人々の往来が便利になり、観光客が増加したことが一因と思われる。中でも青少年(小・中・高・大学生)の入館者が増えたことは、今後の日韓交流の面からも大いに期待をかけた。昨年度より韓国からの入館者にハングル版館内資料を作成し配布している。

## 本館の主な展示品

- ロビー
- ・宗氏第三十五代武志氏自筆絵画
- ・「浅茅湾風景」
- ・江戸時代朝鮮にあった対馬の公



韓国からの来館者も増加した。朝鮮通信使行列絵巻に見入る、忠清北道から来たボーイスカウト団の少年たち。

館・商館を表した絵画【草梁倭館絵図(複製)】

・伊能忠敬測量隊より、百年前に(元禄十三年・一七〇〇)作成された【元禄対馬国絵図(複製)】

・江戸時代、善隣友好のために行われた通信使行列の様子を描いた【朝鮮通信使行列絵巻(複製)】

・天然記念物の剥製【ツシマヤマネコ・ツシマジカ・ツシマテンなど】

・第一展示室

・対馬の年中行事【亀ト・コッパラとホタレ・赤米神事など】

・用具・用品【農業・漁業・商業・大工・衣服など】

・第二展示室

・縄文前期約八千年前の土器・石斧

・越高遺跡出土品

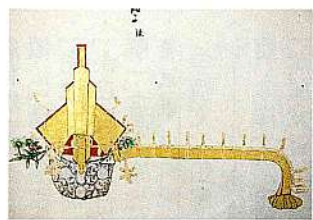


民俗資料展示室  
対馬に古くから伝わる珍しい亀トの用具(模型)や朝鮮半島製焼酎蒸留器等が展示されている。

・江戸時代の現厳原の街並みを表した【対馬府中絵図屏風(複製)】

・宗家文庫の【毎日記・中国刊本・朝鮮刊本など】

・対馬藩関船模型など



(七五三饗応料理 銚子)

## 表紙解説 宗家の儀器 (銚子)

もと宗家の御文庫に収蔵されていた銚子で、同家の儀式に使用されたもの。上掲写真の「信使登城之節御一献并七五三御料理盛付繰出順之絵図」の銚子は「銀」とあるが、本器は銅の素地に金の鍍金がきらびやかに施されている。文様は華美な植物のレリーフの中に桐・四ツ目の宗家表・替紋に併せて十六弁の菊の紋も配されており、明治以降の作と推測される。測定値は、長さ四五・五cm、池の直径一七cm、高さ一二cm。注口の長さ七・五cm、重量一三〇〇g。朝鮮通信使の時代も終わったこの時期、注がれた酒を口に含んだのは、どのような賓客達であったのであろうか。

### 宗家旧蔵 「為政以德」(木印)と 図書印のレプリカ作成

本年度資料収集事業の一環として、現在宗家旧蔵の「為政以德」と図書印のレプリカの作成作業を進めている。これらの木印と図書は先年その存在が確認されたもので、十六世紀に進められた対馬による朝鮮通交貿易権の集中過程を如実に物語るとされている。それらはまさに国書改ざんと偽造に象徴される対馬宗氏による「偽使」時代の到来を意味するとの指摘もされ、貴重な学術史料となっている。



東京国立博物館での実測風景  
(写真提供ナカシャクリイティブ)

対しその書契(外交文)が日本から李氏朝鮮府の通交者に送られたものである。図書は、造印された偽造印だった。そのため必要とされた偽造印だった。そのため必要とされた偽造印だった。そのため必要とされた偽造印だった。



宗星石山水画

このほど諫早市在住の吉田七郎氏より、宗星石の山水画七幅のご寄贈をいただいた。宗星石は、宗氏第三十四代にあたる重望公の雅号で、千里、幾郷、白雲山樵、小雲山房主人、疎雨亭とも号した。美術年鑑にも南画家として紹介されるほどの評価を得ているうえに、篆刻家、書家として

### 宗星石山水画の寄贈を受ける

書)に捺させ、通交者の証明とするため造給したもので、印面には受圖書人の実名(名のり)が篆字陽刻されていた。今回作成するのはそれら図書のうち「政尚」印。  
この政尚は、少武教頼の子として一四四一年に生まれ、後年政資と改めるが、「政尚」の図書は、その実体について多くの謎を秘めている。「為政以德」、図書印の現物は、現在文化庁の所有となり東京国立博物館に収蔵されている。  
参考文献 田代和生・米谷均「宗家旧蔵「図書」と木印」(『朝鮮学報』第百五十六号)

でも知られている。昭和三年平凡社発行の『世界美術全集』には、「恬淡寡欲、風流多才の貴公子、画品従って高く規模自ずから雄偉にして職業画家と選を異にするところである。明治の末頃再度中国に遊び親しくその風物に接し、文墨の人々とも交際して、帰ってからは一段の進境を示した。けだし現代南画の大家と称せられる人達といえども、容易に到達しえない境地である」と解説されている。東京美術学校下村観山は、「もし星石が画を業としたのであれば、玄人はさぞ難儀するであろう」と嘆じたと伝えられている。大正十二年没、五十七歳。東京養玉院に祀られている。  
参考文献 津江篤郎「宗星石」(『館報』第十号)

### 「宗家文庫史料」寄託の宗家 中正氏当館を訪問

昨年十一月十五日、復元委員会が建立を進めていた李王家・宗家御成婚奉祝記念碑除幕式(清水ヶ丘公園)と、宗武志先生歌碑除幕式(上見坂公園)に同家を代表して出席された中正氏は、ご夫人と二人のお子様を同伴して当館を訪問された。氏は行事の出席・島内視察と続く過密なスケジュールにもかかわらず、お疲れの様子もなく、展示の様変わりした館内を熱心に見学された。



先代武志氏画「浅茅の風景」の前で記念写真

### 平成十三年度古文書解読講習会

昨年度から開始した古文書解読講習会を、本年度も長崎図書館郷土課本馬貞夫課長を講師に迎え、七月二十六日、二十七日の両日に行った。会場の厳原町中央公民館には、対馬島内各地からの熱心な受講者の姿が見られた。本年度も初級程度の内容で、使用した資料は次のとおり。

- ・ 森山栄之助「離縁状」
- ・ 船将次官ファビウス中佐刀二振拝領(「横文字和解」)
- ・ 「先触」厳原藩(古賀家史料)
- ・ 「かひたん存付儀申上候横文字和解」(蒸気軍艦新規定受注)
- ・ 蒸気軍艦新規定に関する交渉(「横文字和解」)
- ・ シーボルト再来日時長崎奉行宛書簡(「横文字和解」)
- ・ 「萬屋覚書」(古賀十二郎実家福岡藩台所方用達関係)
- ・ 「松平修理大夫領分ノモノ朝鮮国江致漂流候一件」
- ・ 「韓地事件」非常掛(江華島事件と対馬)

### 平成十三年度職員

- 館長(兼) 木下信義
- 課長(兼) 岩村知康
- 学芸員補 齋藤弘征
- 係長(兼) 中島新吾
- 研究員 馬場俊一
- 事務嘱託 犬束壽晴
- 栗屋智
- 藤本祐子
- 権藤安子